

議案第 1 号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成30年2月6日提出

逗子市長 平 井 竜 一

（提案理由）

平成29年度逗子市下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、緊急を要したため専決処分したので、承認を求めるため提案する。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成29年度逗子市下水道事業特別会計補正予算（第1号）
（別紙のとおり）

平成30年1月25日

逗子市長 平 井 竜 一

平成 29 年度

逗子市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

逗子市

平成29年度逗子市下水道事業特別会計補正予算（第1号）

平成29年度逗子市の下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

第1表 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
1 下水道費	3 下水道建設費	合流改善事業	13,804

平成 29 年度

逗子市下水道事業特別会計補正予算(第1号)に関する説明書

逗 子 市

繰越明許費に関する調書

- (款) 1 下水道費
 - (項) 3 下水道建設費
 - (目) 1 管渠建設費
 - (細目) 2 管渠建設費
 - (事業) 2 合流改善事業

(単位 千円)

関係予算		左のうち繰り越さなければ ならないもの		繰越事由
15 工事請負費	23,004	15 工事請負費	13,804	岩盤の出土が多く掘削が難航したことにより、約1か月のしゅん工期延長を検討していたところ、工事現場内で事故が発生し工事を休止したため、更に約1か月半の工期延長が必要となり、年度内に完了する見込みがないため、翌年度に繰り越すもの。
計	23,004	計	13,804	